

外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する数は、申請時又は申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第十一条に規定する登録金融機関をいう。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除く。）の数により算定するものとする。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第十二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除く。）の数により算定するものとする。</p> <p>5・6（略）</p>